

羽曳野市人事異動

部長級（4月1日付け）

生活環境部長兼危機管理室長（市長公室理事）東野 恭知
 教育次長（保健福祉部長兼福祉事務所長）高崎 政勝
 保健福祉部理事（部長事務取扱い）兼福祉事務所長（生涯学習室長（副理事））柳橋 信夫
 保健福祉部理事兼保険健康室長（理事）（保健福祉部保険健康室長（副理事））樽井 市治
 都市開発部理事（都市開発部副理事）北野 博己
 議会事務局長（理事）（議会事務局長（副理事））太田 祥
 学校教育室長（理事）（大阪府教育委員会）戸川 好延

（3月31日付け退職者）

麻野 佳秀（生活環境部長）
 真銅 孝次（教育次長）
 安部 孝人（学校教育室長（理事））

「子ども手当」が平成22年4月からはじまりました。

本年4月から子ども手当制度が始まりました。子ども手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援する制度です。

「子ども手当」ってどんな制度？

- ・子どもを養育している方は、中学校を卒業するまでの子ども1人につき、月額13,000円（平成22年度）を受給できます。所得制限はありません。
- ・子ども手当は、住所地の市区町村で受給資格を認定し、6月・10月・2月に前月分までをお支払いします。

*子ども手当の受給資格者は、子どもを監護し、かつ、生計を同じくする父または母です。
 父母に養育されていない子どもについては、子どもを監護し、かつ生計を維持する方が受給資格者となります。

「子ども手当」の手続きは？

①本年3月まで児童手当を受給していた方

- ⇒新たな手続きは必要ありません（自動的に切り替えます）
- ⇒ただし、新たに子ども手当の対象となる中学2・3年生の兄弟がいる場合等には「額改定認定請求書」の

提出が必要です。

②本年3月まで児童手当を受給していない方

⇒「認定請求書」が必要です。必要な書類を添付して申請してください。

★請求書の提出が必要な受給予定者の方（①および②の方）には、関係書類を郵送しています。ご記入の上、返送または窓口へ提出してください。
 （届いていない場合は子育て支援課までご連絡ください）

③本年4月以降に出生や転入があった方

⇒出生・転入の手続き時に「認定請求書」または「額改定認定請求書」を提出してください。

公務員の方は、勤務先での手続きとなりますので、勤務先にご確認ください。

ご不明な点がございましたら、子育て支援課までお問い合わせください。

問合せ 子育て支援課 内線 1222

6月1日は人権擁護委員法が施行された日です

～人権擁護委員は法務大臣が委嘱した地域のボランティアの人たちです～

人権擁護委員は地域の中で人権思想を広め、人権侵害が起きないように見守っています。

法務局では毎年6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、人権擁護委員による相談活動などを行っています。

もし、自分の人権が守られていない、改善してほしいと感じたら、ご相談ください。相談は無料で、秘密は厳守しますので気軽にご利用ください。

○特設人権相談を開設します

時間 6月1日(火) 10時～12時・14時～16時

場所 市役所別館3階会議室

（直接会場へお越しいただくか、電話でご連絡ください。）

羽曳野市在住の人権擁護委員

氏名	住所	電話
杉谷 義文	古市	(956) 1063
下村 愛子	羽曳が丘西	(956) 7020
中山 義雄	高鷲	(954) 0252
音野 李佳子	向野	(938) 2218
塚本 彰子	河原城	(938) 0111
仲村 幸雄	飛鳥	(956) 4754
内本 令子	南恵我之荘	(939) 6792
北辻 幾身	東阪田	(956) 9692

問合せ 人権推進課 内線 1053